

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		傷病手当金の支給
根拠法令及び条項		国民健康保険法第58条第2項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
審査基準	関係条項	新座市国民健康保険条例附則第2項から第7項まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第五十八条 略</p> <p>2 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。</p> <p>3 略</p> <p>傷病手当金の支給を受けることができる者について、新座市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（令和5年新座市規則第8号）により、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認された者とした。</p> <p>申請は、時効成立までの2年間受け付ける。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和2年10月1日設定（令和5年7月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1か月
	設定等年月日	令和2年10月1日設定（令和4年10月1日最終変更）